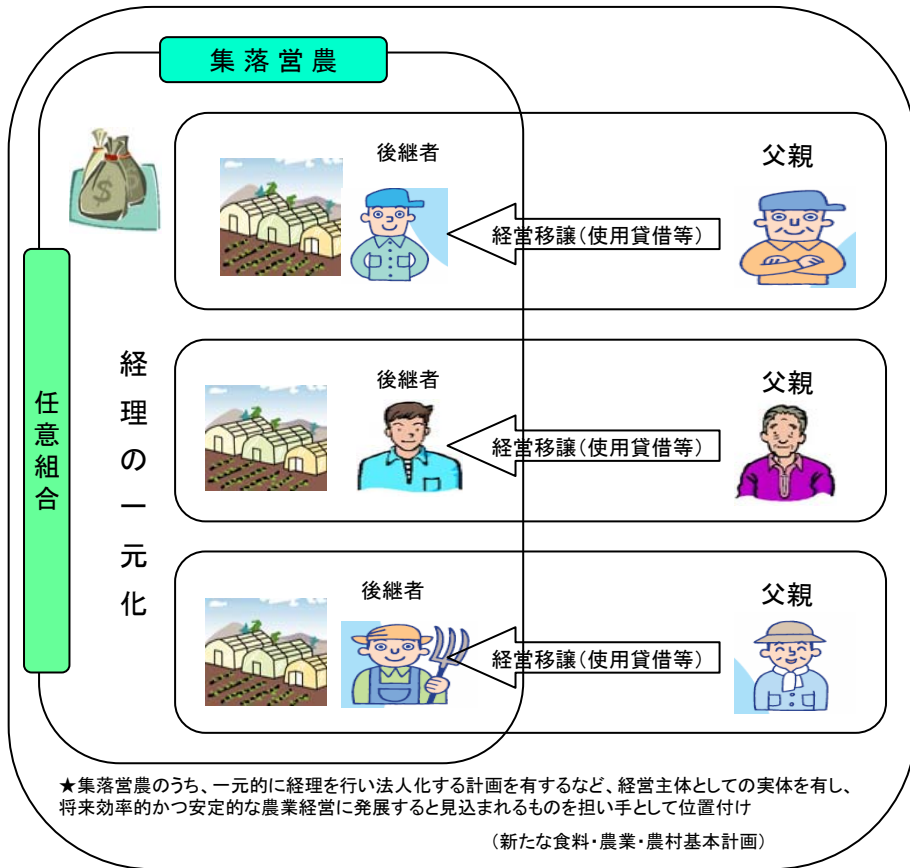


農業者年金と法人化との関係(年金受給権者の取扱い)

後継者が集落営農に参加しても経営移譲年金は支給停止となりません

後継者が法人に参加するため農地を返還しても、適切な手続を踏めば、経営移譲年金は支給停止となりません
(後継者が直接法人に農地を出資する場合も同じ)

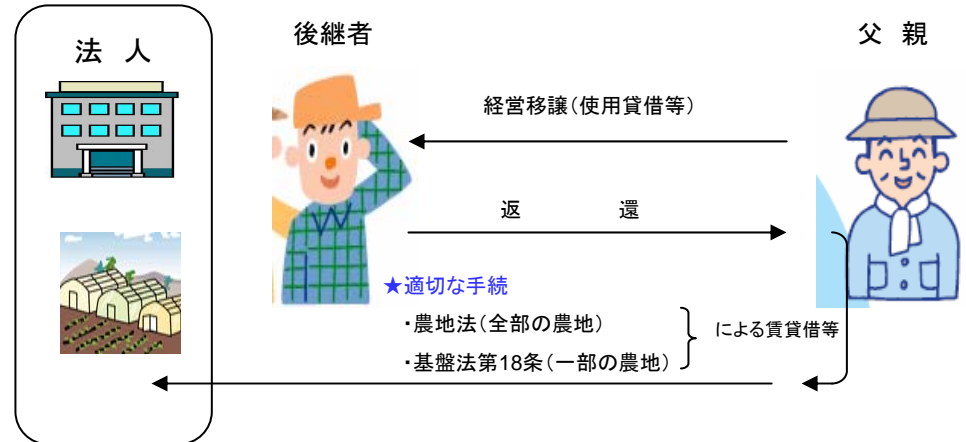


原則

後継者に移譲した農地の返還を受けたら、経営移譲年金は支給停止となります。

ただし...

返還を受けた農地を農業者年金制度の目的(農地保有の合理化)に沿って適格な第三者(法人)に移譲すれば、経営移譲年金は支給停止となりません。



農地名義が変わらなければ、支給停止にはなりません

適切な手続を踏めば、支給停止にはなりません

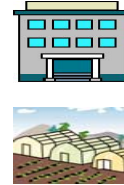
農業者年金と法人化との関係(年金受給権者の取扱い)

農業者年金の受給権者が法人の構成員になると経営移譲年金は止まってしまうの？

原則

経営移譲年金の受給権者が**農業生産法人の構成員**になった場合は、その法人の共同経営者となり、個人が農業経営を再開したのと同様の状態になるので、**経営移譲年金の支給が停止**されることとなります。

法人



法人の構成員として参加

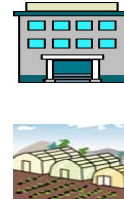


経営移譲年金の支給停止！！

ただし...

農業生産法人の持分を有しないで、**当該法人の雇用者**となる場合には、当該法人の共同経営者でないため**経営移譲年金の支給は停止されません**。

法人



法人の雇用者



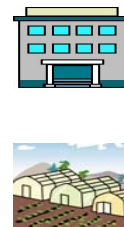
経営移譲年金は支給停止となりません

集落営農の組織化にあつてリーダーが年金受給者だったら？

このような方が経営移譲年金の受給権者である場合は、**アドバイザー(顧問)**などとして、その法人の雇用者として活躍されれば、**経営移譲年金の支給は停止されません**。

また、農地を保有せず**農作業受託サービス等を行う法人の構成員**となっても**経営移譲年金の支給は停止されません**。

法人



法人のアドバイザー(顧問)



経営移譲年金は支給停止となりません

農業者年金と法人化との関係(被保険者資格の取扱い)

1 厚生年金への加入手続

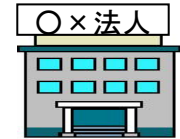
法人化には「個人が一戸一法人を設立」「任意組合が法人化」「数戸で法人を設立」と様々なパターンがありますが、法人(注1)化すると、従業員(注2)は厚生年金に加入する必要がでてくる場合があります。



2 法人と従業員

注1: 法人とは？

法人登記した組織のことです。



集落営農は？

法人登記していない集落営農は法人ではありません。

引き続き国民年金 + 農業者年金でOKです

注2: 従業員とは？

ここで言う従業員とは、



広い意味で「給料をもらっている」人のことです。

社長でも、給料(役員報酬)をもらっているので、従業員です

ただし...

- 給料制でない農事組合法人
- パート(労働時間・日数が通常労働者の3/4以下)

引き続き国民年金 + 農業者年金でOKです

法人化したからといって自動的に国民年金→厚生年金となるわけではありません